

# 市民団体の教科書会議傍聴拒否

## 今治市に賠償命令

治決  
今判  
裁部  
地支

今治市教育委員会の会議傍聴を拒否されたのは違法として、市民団体「えひめ教科書裁判を支える会」の奥村悦夫共同代表が2日までに、市に慰謝料3万円の支払いなどを求め松山地裁今治支部に提訴。2日に判決があり、古市文孝裁判官は「傍聴の自由を違法に侵害した」として市に1万円の賠償などを命じた。

判決によると、奥村共同代表は2014年8月29日、市教委が開始10分前に

傍聴受け付けを締め切った教科書採択会議を傍聴しようとした波方公民館に開始5、6分前に到着。席も空いているとして受け付けを求めたが拒まれた。

古市裁判官は、住民が会議を傍聴する自由は尊重されるべきだとする一方、円滑な運営のための制限は正当と認定。ただ市教委は、

ほかの会議では開始まで受け付けをしているほか、29日の会議は傍聴希望者が席数を下回り、受け付けは容易で、傍聴の制限は必要やむを得ない限度と認めず、と指摘し「一律に受け付けを制限すれば傍聴の自由を侵害すると認識せねばならない職務上の義務にも違反した」とした。

市教委は、11年の教科書採択の会議に傍聴希望者が

多数押し寄せて開始が遅れたとして、同内容の会議の傍聴は開始10分前に締め切ると定めている。

高橋実樹教育長は「主張が認められず残念。判決文を十分精査し、対応を検討したい」とコメント。奥村共同代表は「今回の判決で市民の傍聴機会が広がる。より開かれた傍聴制度を市に求めたい」と話した。

# 教科書採択会議の傍聴拒否

## 今治市に賠償命令

地裁支部判決

今治市教委から教科書採択会議の傍聴を拒否されたのは違法であるとして、市民団体「えひめ教科書裁判を支える会」の男性が、今治市に慰謝料3万円の支払いなどを求めた訴訟の判決が松山地裁今治支部であった。古市文孝裁判官は「傍聴の自由に対する違法な侵害である」として、市に1万円の支払いなどを命じた。判決は2日付。

原告は同団体の共同代表、奥村悦夫さん(64)と今治市。判決によると、奥村さんは2014年8月、市教委の教科書採択会議が開かれた市内の公民館に開始5〜6分ほど前に到着し、傍聴を希望した。傍聴

席は残っていたが、市教委から会議開始の10分前に受け付けが終わったとして傍聴を拒否された。市教委は傍聴の締め切り時間について、事前にウェブサイトで告知していた。

古市裁判官は傍聴受け付けの時間制限について、会議の円滑な運営を目的とすることは「正当である」とした一方、「一律に傍聴受け付けを制限することにより、傍聴の自由を違法に侵害しうることを認識すべき職務上の義務に違反した」とした。

市の高橋実樹教育長は「主張が認められず、残念。判決を精査し、今後の対応について検討する」とコメント。奥村さんは「なることを求める」と話し「より開かれた傍聴制度に」

とコメント。奥村さんは「なることを求める」と話し「より開かれた傍聴制度に」

### 教科書採択会議 傍聴拒否は違法

#### 今治市に賠償命令

今治市教委が会議の傍聴を拒否したのは違法として、同市の男性(64)が市に慰謝料3万円の支払いなどを求めて提訴し、地裁今治支部は2日、市に1万円の支払いを命じる判決を言い渡した。

古市文孝裁判官は「原告には傍聴の自由が認めら

れ、拒否したことは違法な侵害」と指摘した。判決によると男性は、2014年8月、小学校教科用図書採択についての市教委の会議を傍聴しようとして、開始の5〜6分前に会場に到着。市教委は開始10分前に傍聴受け付けを締め切っていた。男性は席が空いていたなどとして傍聴を求めたが拒否された。

高橋実樹教育長は「判決文を十分精査のうえ、今後の対応について検討したい」とコメントした。

### ファイル

◆今治市に1万円賠償命じる 教科書採択を巡る今治市教委の会議で傍聴を拒否された

のは違法だとして、市民団体「えひめ教科書裁判を支える会」の奥村悦夫共同代表(64)が市に3万円の慰謝料を請求した裁判の判決が

2016年(平成28年)8月4日(木)

(木曜日) 愛 13版▲ 2016年(平成28年)8月4日 木曜日

2日、松山地裁今治支部であり、古市文孝裁判官は訴えを一部認め、市に1万円の賠償を命じた。判決によると、市教委は2011年、教科書採択を巡る会議の傍聴受け付けを「会議の10分前まで」として、14年8月の会議の5、6分前に会場に着いた原告が「受け付けは終わっている」として傍聴を拒否されたことに対し、判決は「開始までに受け付けを行うことは可能であり、傍聴の自由に対する違法な侵害があった」と結論つけた。